九の三　請求者（前年の所得が三百六十万四千円を超える者に限る。）が法第十条第一項の規定に該当するときは、特別障害給付金被災状況届（様式第二号）

十　（略）

3　前項第九号の特別障害給付金所得状況届には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

一　前年の所得が三百六十万四千円を超えない請求者　請求者の前年の所得が三百六十万四千円を超えない事実についての市町村長の証明書

二　前年の所得が三百六十万四千円を超える請求者　次に掲げる書類

イ　請求者の前年の所得の額、法第九条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族又は特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書

（削る）

ロ　（略）

（削る）

4　第一項の請求が、一月から七月までの間に支給が開始されるべきものであるときは、第二項第九号の二及び第九号の三並びに第三項各号中「前年」とあるのは、「前々年」と読み替えるものとする。

（支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出）

第四条　（略）

2　特別障害給付金の額の全部を支給しないこととされた者は、前項の届書に、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～六　（略）

七　特別障害給付金所得状況届及び第一条第二項第九号の二及び第九号の三に掲げる書類並びに同条第三項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類

3・4　（略）

（現況の届出）

第七条　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類等（第二号から第五号までに掲げる書類等については、七月三十一日前一月以内に作成されたものに限る。）を添えなければならない。

一～三　（略）

四　特別障害給付金所得状況届並びに第一条第二項第九号の二及び第九号の三に掲げる書類

五　（略）

3　（略）

（新設）

十　（略）

3　前項第九号の特別障害給付金所得状況届には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

一　前年の所得（令第四条第一項の規定により計算した額をいう。以下この項において同じ。）が三百六十万四千円を超えない請求者　請求者の前年の所得が三百六十万四千円を超えない事実についての市町村長の証明書

二　前年の所得が三百六十万四千円を超える請求者　次に掲げる書類

イ　請求者の前年の所得の額、法第九条に規定する扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書

ロ　請求者の所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類

ハ　（略）

ニ　請求者が法第十条第一項の規定に該当するときは、特別障害給付金被災状況届（様式第二号）

4　第一項の請求が、一月から七月までの間に支給が開始されるべきものであるときは、第三項各号中「前年」とあるのは、「前々年」と読み替えるものとする。

（支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出）

第四条　（略）

2　特別障害給付金の額の全部を支給しないこととされた者は、前項の届書に、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～六　（略）

七　特別障害給付金所得状況届及び第一条第三項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類

3・4　（略）

（現況の届出）

第七条　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類等（第二号から第五号までに掲げる書類等については、七月三十一日前一月以内に作成されたものに限る。）を添えなければならない。

一～三　（略）

四　特別障害給付金所得状況届

五　（略）

3　（略）